

令和8年度熊本県北インバウンド誘客強化事業 業務委託仕様書

1. 業務名

令和8年度熊本県北インバウンド誘客強化事業

2. 委託上限金額

10,010,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3. 委託期間

契約日の翌日から令和9年2月19日まで

4. 業務趣旨及び目的

熊本県北エリアの4市町(玉名・山鹿・菊池・和水)及び熊本県(県北広域本部、玉名地域振興局、鹿本地域振興局)で構成する熊本県北観光協議会(以下「協議会」という。)では、知名度の向上や二次交通の整備といった課題はあるものの、観光庁が定める台湾市場のターゲット別戦略によれば、主要な要素として「温泉・湯治」が挙げられており、豊かな自然やローカルフード、その土地ならではの体験を重視する傾向は、当地域の観光資源と極めて高い親和性を有している。

また、令和6年熊本県観光統計表によれば外国人延べ宿泊者数は前年比47.1%増と急伸しており、国別では台湾が全体の30.1%と最多を占めている。さらに台湾からの宿泊客は前年比68.2%増という驚異的な伸びを示しており、今後もさらなる需要の拡大が見込まれている。

本協議会ではこれまで、インバウンド誘客強化に向けた事業を継続的に展開し、体験コンテンツの磨き上げやドライブ周遊、PR素材の拡充など、連携地域を一体的に発信するための土台を構築してきた。

本事業では、現地メディアや旅行会社へのセールスに注力し、当地域における訪日台湾人の誘客を促進し、観光振興を通じた持続的な地域活性化を実現することを目的とする。

5. 事業内容

以下の業務内容を実施すること。なお、内容によっては、再委託又は他の事業者の協力を得て実施しても差し支えない。

(1)台湾に向けた宿・体験・食の洗い出し

令和6～7年度に造成した宿や体験、食などの様々なコンテンツ(別紙1参照)を活用し、台湾人観光客の嗜好に合ったコンテンツの洗い出しを行う。

また、台湾特有の旅行文化(訪日リピーターの動向や好まれる味付け・サービス形態等)に精通した専門家による客観的な評価を以って、内部視点では気づかない当地域の台湾市場における「強み」を抽出すること。

洗い出した「体験コンテンツ」や抽出した「強み」について、協議会を構成する各市町につきそれぞれ少なくとも1つ以上提案し、提案理由を付記した上で協議会事務局へ納品すること。

(2)メディア向けセールスプロモーション

台湾現地メディア(新聞、雑誌、WEBメディア等)を最大限活用し当地域の認知度向上とブランディングを図ること。

(ア)レップオフィス設置

台湾国内に常設の連絡先(事務局)を置く。現地メディアからの素材提供依頼や取材の問い合わせに対し、中国語(繁体字)で即時対応できる体制を構築すること。また、対応履歴を整理し事務局に報告すること。

- ・報告は2か月に1回以上実施し、実施状況及び、その後の予定を報告すること。
- ・レップオフィスは、契約後速やかに設置し、令和9年1月末まで継続して設置すること。

(イ)メディアピッチ

台湾現地のメディア編集者やライターに対し、これまで作成した動画並びに当地域の旬なトピックス(新施設、季節の絶景等)を直接提案し、記事化の確度を高めるための個別アプローチを行うこと。アプローチについては、対象市場の消費者ニーズを把握すること。
アプローチは、10社以上

(ウ)現地セールスコールアレンジ

有力メディアとの面談機会をセッティングし直接的な関係構築をサポートすること。

(エ)ニュースレター配信

台湾現地のメディア関係者に対し、プレスリリースや最新の観光情報をニュースレターとして配信すること。
配信数:2本以上

(3)台湾現地の旅行会社向けセールスプロモーション

現地旅行会社への営業を強化し、(1)で洗い出したコンテンツ並びに令和6年度に造成及びに磨き上げを行った体験コンテンツを中心にパッケージツアーへの組み込みを支援すること。

(ア)現地セールスコール

大手旅行会社を含む商品企画担当者に対し、これまで整備した体験コンテンツ並びモデルコース等を提案し、当地域の認知度向上及び旅行商品販売促進につなげること。
旅行会社営業数:10社以上、セールスコール15回以上

(イ)ニュースレター配信

季節ごとの観光情報や受け入れ体制を配信すること。
配信数:2本以上

* (2)メディア向けセールスプロモーション、(3)台湾現地の旅行会社向けセールスプロモーションを踏まえメディア露出は20本以上

(4)FAM Trip(メディア、旅行会社等向け)の実施

セールスコールの結果、興味を持ってもらえた有力なメディアや旅行会社担当者を招請し、当地域への体験コンテンツを体験させること。なお、招請を実施する前に担当者・計画書・行程表を事前に協議会事務局に共有すること。
台湾の現地メディア、現地旅行会社を4社以上招請すること。

6. 留意事項

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令に準拠して実施するものとする。

- (1)受託者は、本業務の意図及び目的を十分に把握し業務を遂行するものとする。
- (2)受託者は、本業務の実施にあたり、協議会と詳細な協議を行い、協議会の承認後に業務を遂行する。なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。
- (3)業務の内容については、社会情勢等の変化により、変更される可能性がある。その場合は協議会、受託者の双方で改めて協議するものとする。

7. 業務実施計画書等の提出

受託者は、本業務の契約締結後、必要に応じて協議会と詳細な打ち合わせ協議を行うとともに、次の書類を提出し、協議会の承諾を受けたうえで作業を進めるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 工程表
- (4) その他協議会が指示する書類

8. 工程管理

受託者は、業務実施計画書に基づいて適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時、協議会に報告しなければならない。

9. 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、協議会に発生原因及び経過等を速やかに報告し、協議会の指示に従うものとする。

10. 秘密の遵守

受託者は、個人情報保護法及び協議会構成団体の個人情報保護条例を遵守し、協議会からの借用物及び本業務の内容及び業務に係る資料を、協議会の許可なく他に公表及び貸与してはならない。

また、本業務において、受託者の社員はもとより退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

11. 著作権の譲渡等

受託者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

12. 完了・検査

受託者は、業務完了次第速やかに完了届、納品書類とともに成果品を納入し、協議会の検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合は速やかにその指示に従い、再度、検査を受け合格により業務を完了したものとする。なお、加除・訂正等に要する費用は、受託者の負担とする。

13. 疑義等

本仕様書に明示していない事項あるいは作業過程において疑義が生じた場合、協議会・受託者協議の上、受託者は協議会の指示に従い業務を遂行しなければならない。

14. 成果品

成果品について、以下に示す部数を提出するものとする。

- ・業務委託報告書(印刷物及び電子データ) 2部
- ・その他関係資料一式

15. 成果品の利用(二次利用等)

本業務による成果品の著作権は協議会に帰属するものとし、関係機関への提供など二次的な利用も可能とすること。

16. その他

- (1) 業者の利用及び資材調達

協議会で発注する建設工事及び委託業務は、協議会の予算で行うことを考慮し、工事資材の発注等については、構成市町域内での調達(関係業者との取り引き)を努めること。

また、常勤・臨時職員に限らず、構成市町の域内からの雇用に努めること。

さらに、下請の発注についても、前段と同様に努めること。

(2) 受注者に対する暴力団等による不当介入の排除

暴力団等又は暴力団等関係者から不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けたときは、次に掲げる事項を遵守すること。なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行う。

① 不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。

② 警察に通報等を行った内容について書面により速やかに協議会に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じるおそれがある場合は、協議会と協議を行うこと。